

## 自家消費型太陽光発電設備および蓄電池の導入に補助金を交付します！

### 「しまね脱炭素加速化事業再エネ設備導入補助金(間接補助金)」

2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、島根県内の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業者等が太陽光発電設備等の導入を実施した場合の経費の一部を補助します。

#### 対象者

島根県内に主たる事業所を有する「しまねストップ温暖化宣言事業者」であって、以下の①～③のいずれかに該当する者。

- ①中小企業者等(みなし大企業を除く。詳細は交付要領を確認)
- ②オンサイト PPA により①に設備提供する PPA 事業者
- ③リース契約により①に設備提供するリース事業者

#### 補助対象経費等

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
太陽光発電設備 (自家消費型)	設備の購入及び工事に要する経費	間接補助対象経費と太陽電池出力1kW 当たり5万円を乗じて得た額のいずれか低い額。 上限:200万円(最大40kW)	令和7年 2月10日 まで
蓄電池 ※太陽光発電設備と同時に設置する場合に限る	設備の購入及び工事に要する経費	間接補助対象経費の1/3 以内 上限:159万円(最大30kWh)	

- 1)太陽電池出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方をkW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。
- 2)蓄電池の価格(補助対象経費(万円)を蓄電容量(kWh)で除した値)が、家庭用蓄電池の場合は14.1万円/kWh を、業務用蓄電池の場合は16.0万円/kWh を超えるものは補助対象外となる。蓄電容量は、kWh 単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

#### 公募期間

令和6年8月19日(月)～9月6日(金) 17:00 ※必着  
※上記の申請受付期間後は、随時募集とする予定です。

#### 申請方法

所定の様式に必要事項を記載の上、下記申請先までご提出ください。

#### 採択方法

審査委員会による審議を経て、採否を決定いたします。

<詳細は島根県中央会のホームページより、交付要領等をご参照ください>

お問合せ先：島根県中小企業団体中央会 連携支援課(担当:恩田・熊野)  
TEL:0852-21-4809 FAX:0852-26-5686

島根県中央会

検索

<補助要件> ※一部抜粋

①本補助金の他に、法律または予算制度に基づき国の負担または補助を得て実施するものではないこと。

②未使用の太陽光発電設備を県内の事業所(需要地内に設置するものに限る。)に導入すること。

③10kW以上の太陽光発電システムであること。

④本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。

⑤再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。

⑥電気事業法に定める接続供給(自己託送)を行わないこと。

⑦法定耐用年数を経過するまでの間、本間接補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

⑧蓄電池は、本間接補助事業によって設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。

⑨蓄電池は、太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とする。(停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。)

※当補助金は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を財源としています。補助対象が重複する国(国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む)の補助金や国費が財源となっている市町村の補助金を併用することはできません。

上記以外にも要件があります。

詳細につきましては、ウェブサイトに掲載してある交付要領等にてご確認ください。